

漁場造成構造物適格性検討会議事概要

1. 日時 令和元年12月16日(月)午後1時30分～午後5時00分
場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道第二水産ビル 4S会議室

2 議事

1) 令和2年度新規漁場及び新規着工工区等の構造物について

- | | | |
|-----|------------|---------|
| ①-1 | 石狩湾周辺地区 | 遠別沖合漁場 |
| ①-2 | 北海道南西部地区 | 二ノ目沖合漁場 |
| ①-3 | 北海道南西部地区 | 江差泊漁場 |
| ①-4 | 北海道太平洋西部地区 | 厚賀漁場 |
| ①-5 | 北海道津軽海峡地区 | 函館湯浜漁場 |
| ②-1 | 北海道津軽海峡地区 | 戸井下海岸漁場 |
| ②-2 | 北海道津軽海峡地区 | 恵山尻岸内漁場 |
| ②-3 | 噴火湾周辺地区 | 山越落部漁場 |

3 議事概要

- 1) 目的 漁場整備工事の実施にあたり、魚礁の設置又は水産動植物の増殖場造成等に使用する新規構造物の選定するにあたり構成員から意見聴取を実施。
- 2) 概要 水産林務部水産振興課より議事にある8漁場について、事業実施の際に使用を想定している構造物について、資料により選定理由を説明し質疑応答後意見を聴取
- 3) 主な意見
令和2年度新規漁場及び新規着工工区等の使用想定構造物の選定について、特段意見はない。
- 4) 参考意見
- ・ 漁場整備は既存施設、産卵場、生育場を確保しながら魚礁事業を一体的に整備するというやり方が重要で、施設整備後に効果調査を実施し地区全体としての効果を把握しながら今後の事業に向け検討されたい。
 - ・ 魚礁事業検討の際は環境の影響による対象種の変化などに対応し、効果調査等を継続実施していくうえで適切な構造物を選定し事業を進めていくことが重要。
 - ・ 魚礁施設内にある構造物が設置されない空白領域は、天然礁に見られない環境が形成されている可能性があるため、未知の効果も考えられ今後の調査を検討されたい。
 - ・ 藻場造成の際は、ウニの食害をどれだけ防止できるかがポイントとなる。ソフト対策を含め事前に十分な検討が必要。
- 5) その他
- ・ 参考意見については、今後の事業実施の参考にいたします。